

答 申 個 第 6 0 号

平成28年10月21日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例に基づく諮問について (答申)

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第51号）第1条の規定による改正前の京都市個人情報保護条例第36条第1項及び京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第40号）第1条の規定による改正前の京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づいて下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報開示請求が権利の濫用に当たるとして個人情報開示請求却下処分をした事案

- (1) 平成27年5月20日付け行コ第8号（諮問個第81号）
- (2) 平成27年6月19日付け西区窓第25号（諮問個第84号）
- (3) 平成27年6月19日付け西区窓第27号（諮問個第85号）
- (4) 平成27年6月19日付け西区窓第29号（諮問個第86号）
- (5) 平成27年6月19日付け西区窓第31号（諮問個第87号）
- (6) 平成27年6月19日付け西区窓第33号（諮問個第88号）
- (7) 平成27年6月19日付け西区窓第35号（諮問個第89号）
- (8) 平成27年9月9日付け企市第33号（諮問個第93号）
- (9) 平成27年9月11日付け西区窓第54号（諮問個第94号）
- (10) 平成27年12月1日付け西区窓第79号（諮問個第100号）
- (11) 平成28年2月18日付け西区窓第111号（諮問個第107号）

1 審査会の結論

実施機関が行った各個人情報開示請求却下処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表1に示す11件の異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）は、いずれも、異議申立人が行った個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）について、権利の濫用に当たるとして、実施機関が個人情報開示請求却下処分（以下「本件各処分」という。）を行った事案であるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 異議申立ての経過

本件各異議申立ての経過は、別表1のとおりである。

4 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 実施機関の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 諮問個第81号、第84号から第89号、第93号及び第94号について

本件各請求は、別表2のNo.1からNo.9のとおり、既に関示済み（一部の文書は複数回開示）の文書について、異議申立人の主観的評価を加えて開示を求めるものであり、それぞれ該当する文書の開示決定を当職に行わせることにより、異議申立人の主観的評価である「ねつ造した」等に該当する文書であると認めさせようとするものである。したがって、当職がどのような個人情報を保有しているかの開示を求めるという個人情報開示請求制度の趣旨から大きく乖離しており、権利の濫用に当たる。

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

(2) 諮問個第100号及び第107号について

本件各請求に対応する文書については、別表2のNo.10及びNo.11のとおり、既に異議申立人に開示済みであり、本件各請求はそれぞれ対応する文書について、繰り返し請求を行うものである。また、異議申立人は本件各請求以外にも、既に開示を受けた文書について何度も繰り返し請求を行っており、もはや繰り返し請求することに正当な理由が認められない。したがって、本件各請求は、当職がどのような個人情報保有しているかの開示を求めるといふ個人情報開示請求制度の趣旨から大きく乖離しており、権利の濫用に当たる。

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

6 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 諮問個第81号について

役所が虚偽の文書を作成するはずがなく、不存在との回答でも十分満足です。(却下するなら情報担当者はその時に教示すべきです。私は聞いておりませんから、従来実績のある方法でズバリ特定して請求しました)

本件却下の理由がすべて後づけの理由なので適当なことが書いてあります。すべて事実無根です。作者が一番よく分っていると存じます。

(2) 諮問個第84号から第89号について

私は私の主張を役所に認めさせるのが目的ではありません。「不存在」で十分だったのです。

京都市を良くする為に情報公開制度があります。そのために今回市民が核心を特定して初めて請求しました。乱用はしていません。

(3) 諮問個第93号について

私の考えを貴職に認めさせることを目的としていません。貴職が二枚舌を使うから、はっきりさせたかっただけです。繰り返し請求というより、「あいまい」なことを言うから、二回も請求したのです。一回目の時に説明責任をはたすべきです。

(4) 諮問個第94号について

却下した理由に何度も繰り返し請求を行っており云々とありますが、私は一度も繰り返し請求を行っておりません。

(5) 諮問個第100号について

第2部会の判断を聞きたい。現職はサギ（師）です。なぜはじめての請求が繰り返し請求になるのですか！

(6) 諮問個第107号について

権利の濫用をしていないため。また、正当な理由があって請求しているため。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件各請求について

本件各請求において、異議申立人は別表1のとおり、それぞれの文書について日付や時期、又は文書番号を指定している。これに基づき実施機関が特定した各公文書は、別表2の公文書にそれぞれ対応しており、異議申立人に対して既に開示済みである。

当審査会は、このことを別表2に示す各請求の個人情報開示請求書及び個人情報開示決定通知書により確認した。

以上の状況から、異議申立人は、既に開示を受けている公文書について、繰り返し開示を請求しているものと認められる。

(2) 異議申立人による多数の個人情報開示請求等について

異議申立人は、平成25年度以後、多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、そうした状況の下、当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において以下のとおり判断した。

ア 異議申立人は、平成25年度から実施機関に対して、条例に基づく個人情報開示請求を多数行っており、それらに対する決定の多くに不服申立てを行ってきた（平成27年2月末時点において、請求件数は、平成25年度58件、平成26年度77件、異議申立て件数は累計で45件）。その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられた。

イ 異議申立人の「修飾語」は文書の特定にとって必要な文書内容を説明するための

ものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものである。異議申立人は実施機関に開示決定を行わせることで、当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であり、自身の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ない。

ウ 異議申立人が繰り返し請求することに正当な理由が認められず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるものと認めざるを得ない。

エ 「修飾語」を付したものはもとより、「修飾語」を付していない場合であっても、既に異議申立人に開示済みであることにより異議申立人が保有していることが明らかかな文書について開示を求めてきた場合は、権利の濫用に当たり、実施機関は当該請求を却下し得る。

(3) 本件各処分について

ア 異議申立人がこれまで行った請求の件数は、平成25年度が58件、平成26年度が100件、平成27年度が42件、平成28年度が平成28年8月末現在で17件に上る。ただし、審査請求人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をする場合もあるため、所管課別の請求件数はこの件数をさらに上回っている。

また、異議申立人がこれまで行ってきた開示決定等に対する不服申立ての件数は平成28年8月末現在で96件である。

異議申立人による多数の個人情報開示請求及び不服申立ての中には、「修飾語」が付されたものが多くを占め、また、同一の文書が繰り返し請求されている。

イ 答申個第26号で確認したとおり、本件各請求のうち「修飾語」が付いたものは、文書の特定に必要な文書の内容を説明するものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで、異議申立人の当該文書に対する主観的な評価を加えているものであり、「修飾語」に該当する文書であると実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものである。

また、本件各請求のうち「修飾語」が付いてないものも、繰り返し請求することに正当な理由があるとは認められない。

ウ したがって、異議申立人による本件の繰り返しの個人情報開示請求は、正当な理由があるとは言えず、権利の濫用に当たるものであると認められるため、実施機関の個人情報開示請求却下処分は妥当である。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

別表3のとおり

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）

別表1 異議申立ての経過

諮問番号	請求日等	
個第81号	請求日	平成27年3月25日
	請求内容	虚偽（こじつけ）の文書を情報公開して下さい。それは京都市の見解文書（H25.11.18付）です。
	請求先所属	行財政局コンプライアンス推進室
	処分通知日	平成27年4月7日
	異議申立日	平成27年4月22日
個第84号	請求日	平成27年3月11日
	請求内容	再製の相談を訂正の申出と捏造した京都市長名のH24/10/18回答
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年4月10日
	異議申立日	平成27年5月20日
個第85号	請求日	平成27年3月11日
	請求内容	戸籍再製（11条がらみ）に向けての協議の時期である事が分る区作成の各所宛文書（23/8～23/10）。『訂正はH23/6/10に完了です』
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年4月10日
	異議申立日	平成27年5月20日
個第86号	請求日	平成27年3月11日
	請求内容	24.1.12 2-1●●（異議申立人）宛の文書は虚偽説明があります。この虚偽説明の文書が欲しい
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	27年4月10日
	異議申立日	平成27年5月20日

個第87号	請求日	平成27年3月18日
	請求内容	「記録係長発市窓課がコンプラ宛に回答したH24/4(12ごろ)の文書です」※『新たな』申出があったと嘘が書いてあるので欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年4月10日
	異議申立日	平成27年5月20日
個第88号	請求日	平成27年3月25日
	請求内容	H25/5/15庶務係長に※不正訂正として提出した戸籍の附票が欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年4月10日
	異議申立日	平成27年5月20日
個第89号	請求日	平成27年3月25日
	請求内容	京都市長名の「(虚偽(捏造)文書が欲しい。①H24/10/18②H24/11/21③H24/12/26付の三通を開示して欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年4月10日
	異議申立日	平成27年5月20日
個第93号	請求日	平成27年6月16日
	請求内容	(開示)決定通知書。企市第5号と企市第6号の2枚です。紛失状態になった「通知書」のコピーが欲しい。
	請求先所属	総合企画局市長公室広報担当
	処分通知日	平成27年7月1日
	異議申立日	平成27年8月28日
個第94号	請求日	平成27年5月20日
	請求内容	記録係長発市窓課がコンプラ〇氏宛に回答したH24.4.12?の文書です。(※(異議申立人の妻の名の一字)も更正して下さい)『新たな』申し出があったと嘘が書いてあるので欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年6月11日
	異議申立日	平成27年8月12日
個第100号	請求日	平成27年10月2日
	請求内容	再製前のH24.4~H24.9の経緯等、又法務局とのやりとりが分るものを一切切切閲覧開示して欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課

	処分通知日	平成27年10月23日
	異議申立日	平成27年11月2日
個第 107号	請求日	平成27年12月9日
	請求内容	H23.6.10に、転籍届を提出しました。文字の更正申出を兼ねた同日付の転籍届を開示して下さい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成27年12月28日
	異議申立日	平成28年1月19日

別表2 本件各請求が繰り返し請求であることを示す一覧

No	諮問 番号	本件請求以前に開示した際の 公文書名	開示した実績		
			請求日	通知日	開示日
1	個第 81号	平成25年11月18日付 け文書	平成26年 5月14日	平成26年 5月28日	平成26年 6月4日
			平成26年 10月17日	平成26年 11月7日	平成26年 11月19日 平成27年 1月7日
			平成26年 10月21日	平成26年 11月11日	平成26年 11月19日 平成27年 1月7日
			平成26年 11月12日	平成26年 11月28日	平成26年 12月3日
			平成26年 11月26日	平成26年 12月16日	平成27年 2月4日
			平成26年 12月8日	平成26年 12月26日	平成27年 2月4日
			2	個第 84号	市長への手紙の回答(平成24年9月21日受付)
3	個第 85号	異議申立人対応一件ファイルに保存された書類一式	平成26年 8月18日	平成26年 9月5日	平成26年 9月12日

4	個第 86号	異議申立人宛文書(平成24年1月12日送付)	平成25年 7月26日	平成25年 8月9日	平成25年 8月12日
			平成26年 2月17日	平成26年 3月14日	平成26年 3月14日
			平成26年 11月26日	平成26年 12月10日	平成27年 2月4日
			平成26年 12月8日	平成27年 1月9日	平成27年 2月4日
		異議申立人対応一件ファイルに保存された書類一式	平成26年 8月18日	平成26年 9月5日	平成26年 9月12日
5	個第 87号	異議申立人対応一件ファイルに保存された書類一式	平成26年 8月18日	平成26年 9月5日	平成26年 9月12日
		コンプライアンス推進室からの戸籍簿に係る照会について(平成24年4月12日付行財政局コンプライアンス推進室への回答)	平成26年 9月17日	平成26年 10月9日	平成26年 10月17日
6	個第 88号	平成25年5月15日に請求者が持ち込んだ資料の写し	平成26年 10月8日	平成26年 10月31日	平成26年 11月12日
7	個第 89号	市長への手紙に対する回答(決裁書類及び内容)	平成25年 8月12日	平成25年 8月23日	平成25年 8月27日
8	個第 93号	個人情報開示決定通知書の写し(京都市指令企市第5号)	平成27年 2月25日	平成27年 3月6日	平成27年 6月10日
		個人情報開示決定等期間延長通知書の写し(企市第6号)	平成27年 5月27日	平成27年 6月8日	平成27年 6月10日
9	個第 94号	異議申立人対応一件ファイルに保存された書類一式	平成26年 8月18日	平成26年 9月5日	平成26年 9月12日
		コンプライアンス推進室からの戸籍簿に係る照会について(平成24年4月12日付行財政局コンプライアンス推進室への回答)	平成26年 9月17日	平成26年 10月9日	平成26年 10月17日

10	個第 100 号	「除籍簿に係る経過文書について」(平成24年8月9日決定)	平成25年 11月21日 (補正命令 平成25年 12月5日)	平成26年 1月28日	平成26年 3月14日
		決定書「戸籍法第11条の2の申出について」(平成24年7月4日決定) 決定書「除籍の再製完了報告について」(平成24年7月23日決定)	平成25年 12月2日	平成26年 1月10日	平成26年 1月10日
		異議申立人対応一件ファイルに保存された書類一式	平成26年 8月18日	平成26年 9月5日	平成26年 9月12日
11	個第 107 号	異議申立人対応一件ファイルに保存された書類一式	平成26年 8月18日	平成26年 9月5日	平成26年 9月12日

別表3 審議の経過

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問個第81号	平成27年5月20日
	諮問個第84号	平成27年6月19日
	諮問個第85号	
	諮問個第86号	
	諮問個第87号	
	諮問個第88号	
	諮問個第89号	
	諮問個第93号	平成27年9月9日
	諮問個第94号	平成27年9月11日
	諮問個第100号	平成27年12月1日
	諮問個第107号	平成28年2月18日

理由説明書	諮問個第81号	平成27年6月15日
	諮問個第84号	平成27年7月16日
	諮問個第85号	
	諮問個第86号	
	諮問個第87号	
	諮問個第88号	
	諮問個第89号	
	諮問個第93号	平成27年10月2日
	諮問個第94号	平成28年1月13日
	諮問個第100号	平成28年1月4日
	諮問個第107号	平成28年3月18日
審議	諮問個第81号, 諮問個第84号～ 第89号,	平成28年8月24日（平成28年度第4回会議）
	諮問個第93号, 諮問個第94号,	平成28年9月28日（平成28年度第5回会議）
	第100号及び 第107号	平成28年10月21日（平成28年度第6回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。